

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益通報者保護制度相談ダイヤル	03-3507-9262	〒100-8958 東京都千代田区 霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 消費者庁消費者制度課
<p>(相談概要)</p> <p>公益通報者保護制度相談ダイヤルでは、企業の従業員、事業者、行政機関職員等から寄せられる各種相談を受け付けます。</p> <p>相談の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公益通報者保護法に関する相談</li> <li>○各種ガイドラインに関する相談</li> <li>○通報先（処分権限を有する行政機関）に関する相談など</li> </ul> <p>受付時間 平日9:30～12:30、13:30～17:30 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 個別具体の相談については、関係府省等の窓口（外部通報・相談窓口を表記）にご相談ください。なお、関係府省等の相談窓口と実際の通報窓口は異なる場合があります。</p>		
内閣府本府 相談窓口	03-5253-2111 (代表)	〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1 総理大臣官房総務課
<p>(注) 内閣府が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、内閣府が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。なお、法律別に、通報窓口が異なります。</p>		
公正取引委員会相談窓口	/	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟
独占禁止法関係	03-3581-5471 (代表)	官房総務課
下請法関係	03-3581-3373	経済取引局取引部 企業取引課
<p>(注) 公正取引委員会が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、公正取引委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>国家公安委員会通 報・相談窓口</b>	03-3581-0141 (警察庁代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
(概要) 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く) ※ 警察庁代表電話の担当者に、国家公安委員会に対する公益通報である旨、お申し付けください。 ※※ 国家公安委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、国家公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		
<b>警察庁 通報・相談窓口</b>	03-3581-0141 (代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
(概要) 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く) ※ 警察庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、警察庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		
<b>個人情報保護委員 会受付窓口</b>	03-3581-0141 (代表)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32階 個人情報保護委員会事務
(注) 個人情報保護委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、個人情報保護委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
金融庁相談窓口	0570-016811 (ナビダイヤル)	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 金融庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、金融庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
証券取引等監視委員会公益通報窓口	03-3581-9854	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館 事務局市場分析審査課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~18:15 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>※ 証券取引等監視委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、証券取引等監視委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
消費者庁窓口	03-3507-8800 (代表)	〒100-8958 東京都千代田区 霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 消費者庁総務課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~18:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>※ 消費者庁が所管している法令(消費者庁が事業者等に対して処分又は勧告等の権限を有するもの)の違反行為及び違反の疑いのある行為に該当するものについて、消費者庁に通報することができます。</p>		
復興庁 お問い合わせ窓口	03-6328-0283	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 復興庁総括班 (法令遵守担当)

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>総務省 受付窓口 (コンプライアンス 室)</b>	FAX 03-5253-5285  03-5253-5111 (代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 総務省大臣官房政策評価 広報課内公益通報受付 窓口
(注1) 総務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、総務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。 (注2) 総合通信局が窓口となっている業務(下記参照)は、本省では受け付けていません。		
<b>関東総合通信局 受付窓口</b>	FAX 03-6238-1629  03-6238-1600 (代表)	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 関東総合通信局内公益 通報受付窓口
(注1) 関東総合通信局が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、関東総合通信局が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。 (注2) 総合通信局が窓口となっている下記対象法律に係る公益通報は、本省では受け付けていません。 ○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号) ○電波法(昭和25年法律第131号)(コミュニティ放送に関する部分に限る) ○放送法(昭和25年法律第132号)(コミュニティ放送及び有線一般放送に関する部分に限る) ○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(特定信書便事業(その提供する信書便役務のうち2以上の総合通信局等の長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。))に関する部分に限る。 ○放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第2条による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)		

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
法務省 通報・相談窓口	03-3580-4111 (代表)	〒100-8977 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 法務省大臣官房人事課内 公益通報通報・相談窓口
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 法務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、法務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
東京矯正管区 通報・相談窓口	048-600-1500 (代表)	〒330-9723 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館13階 東 京矯正管区総務課内 公 益通報通報・相談窓口
関東地方更生保護 委員会 通報・相談窓口	048-600-0181 (代表)	〒330-9725 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館21階 関 東地方更生保護委員会総 務課内 公益通報通報・ 相談窓口
東京法務局 通報・相談窓口	03-5213-1234 (代表)	〒102-8225 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局職員課内 公益通報通報・相談窓口
前橋地方法務局 通報・相談窓口	027-221-4466 (代表)	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎5階 前橋地方法務局総務課内 公益通報通報・相談窓口
東京入国管理局 通報・相談窓口	03-5796-7111 (代表)	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京入国管理局職員課内 公益通報通報・相談窓口

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋保護観察所 通報・相談窓口	027-237-5010 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎 前橋保護観察所 企画調整課内 公益通報通報・相談窓口
前橋刑務所 通報・相談窓口	027-221-4247 (代表)	〒371-0805 前橋市南町1-23-7 前橋刑務所庶務課内 公益通報通報・相談窓口
赤城少年院 通報・相談窓口	027-283-2020 (代表)	〒371-0222 前橋市上大屋町60 赤城少年院庶務課内 公益通報通報・相談窓口
榛名女子学園 通報・相談窓口	0279-54-3232 (代表)	〒370-3503 北群馬郡榛東村 新井1027-1 榛名女子学園庶務課内 公益通報通報・相談窓口
前橋少年鑑別所 通報・相談窓口	027-233-3183 (代表)	〒371-0035 前橋市岩神町4-5-7 前橋少年鑑別所庶務課内 公益通報通報・相談窓口
最高検察庁 通報・相談窓口	03-3592-5611 (代表)	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 最高検察庁総務課内 公益通報相談窓口

(概要)

最高検察庁の公益通報窓口では、検察庁又はその職員についての法令等の違反行為に関する通報・相談を受け付けております。

受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00（祝日及び年末年始を除く）

（注）最高検察庁が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、検察庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京高等検察庁	03-3592-5611 (代表)	〒100-8904 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館 A棟
前橋地方検察庁	027-235-7800 (代表)	〒371-8550 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎
公安調査庁 通報窓口	03-3592-5711 (代表)	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 公安調査庁内 公益通報窓口
<p>(注) 公安調査庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、公安調査庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
関東公安調査局 通報窓口	03-3261-8585 (代表)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-10 九段合同庁舎 関東公安調査局内 公益通報窓口
外務省 相談窓口	03-3580-3311 (内線5540)	〒100-8919 東京都千代田区 霞が関2-2-1 外務省 監察査察室内
<p>(概要) ※公益通報であることを明示の上、御連絡願います。 (注) 外務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、外務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
財務省 お問い合わせ 窓口	03-3581-4111 (内線2975)	〒100-8940 東京都千代田区 霞が関3-1-1 財務省大臣官房文書課 行政相談係
<p>(注) 財務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、財務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。なお、法律別に、通報・相談窓口が異なります。</p>		
関東財務局 お問い合わせ 窓口	048-600-1092	〒330-9716 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 関東財務局総務部 財務広報相談室
<p>(概要) 公益通報の対象となる法律により担当課が異なります。 また、関東財務局における公益通報窓口の受付対象は当局の管轄区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)に限られます。 (注) 財務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、財務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
国税庁 受付・相談窓口	03-3581-4161 (代表)	〒100-8978 東京都千代田区 霞が関3-1-1 国税庁長官官房総務課 情報公開・個人情報保護 室
<p>(概要) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)においては、公益通報の対象となる法律に関して処分又は勧告等を行う権限を有する省庁が公益通報を受け付ける仕組みとなっております。</p>		



## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東信越国税局 受付・相談窓口	048-600-3111 (代表)	〒330-9719 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館20階 関東信越国税局総務部 総務課情報公開・個人情報 保護窓口
文部科学省 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線2172)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館 文部科学省大臣官房総務 課広報室公益通報者保護 専門官
<p>(注) 文部科学省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、文部科学省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
スポーツ庁 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線3019)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館 スポーツ庁政策課
<p>(注) スポーツ庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、スポーツ庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
文化庁 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線2808)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 (文化庁庁舎) 文化庁庁長官官房政策課 人事係
<p>(注) 文化庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、文化庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
農林水産省 公益通報受付窓口	03-3591-6529	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館 農林水産省本省消費者の 部屋
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 農林水産省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、農林水産省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
関東農政局 公益通報受付窓口	048-740-0358	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 消費者の部屋
経済産業省 公益通報窓口	03-3501-1657	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関1-3-1本館10階 経済産業省大臣官房広報 室公益通報窓口
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 経済産業省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、経済産業省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。経済産業省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は経済産業本省大臣官房広報室で一元的に相談・受付となります。</p>		
国土交通省 公益通報相談 窓口	03-5253-8124	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 国土交通省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、国土交通省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。国土交通省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は国土交通省本省で一元的に相談・受付となります。</p>		

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
環境省 公益通報窓口・相談窓口	03-3581-3351 (代表)	〒100-8975 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館 環境省大臣官房総務課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00（祝日及び年末年始を除く） 環境省が処分等の権限を有する事業者の法令違反について、通報・相談を受け付けます。 （注）環境省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は環境省大臣官房総務課で一元的に相談・受付となります。</p>		
防衛省本省 公益通報窓口	03-3268-3111 (内線) 20499	〒162-8801 東京都新宿区 市谷本村町5-1 防衛省大臣官房文書課
<p>(概要)</p> <p>①防衛省本省が処分や勧告等をする法的な権限を有していること、②事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（証拠資料等）があること、③不正な目的でないことの要件を満たしているものについては、防衛省本省に公益通報ができます。防衛省本省とは、防衛装備庁以外の機関等を指し、内部部局、防衛大、防衛医大、防衛研究所、各幕僚監部、各自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局の機関等が含まれます。</p>		
防衛装備庁 公益通報窓口	03-3268-3111 (内線) 35843、35844	〒162-8801 東京都新宿区 市谷本村町5-1 防衛装備庁長官官房監察 監査・評価官
<p>(概要)</p> <p>①防衛装備庁が処分や勧告等をする法的な権限を有していること、②事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（証拠資料等）があること、③不正な目的でないことの要件を満たしているものについては、防衛装備庁に公益通報ができます。</p>		

## 公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 公益通報 受付・相談窓口	027-226-2277	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎2階 県民センター
<p>(概要)</p> <p>県が処分または勧告等を行う権限を持っていない法令違反行為については、国や市町村等、権限を持つ行政機関を教示することになります。</p>		
群馬県警察本部 公益通報窓口・相 談窓口	027-243-0800	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く) 群馬県公安委員会及び群馬県警察が処分又は勧告等の権限を有するものに限り、受け付けます。</p>		